

松江市告示第 224 号

松江市ソフトウェア導入支援事業補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 93 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
松江市 IT等 導入事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市 IT等 導入支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義) 第2条 略 (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、 市内 に事業所を有するものをいう。 (2) IT等 設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア(クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。)、 自社の課題解決のために独	松江市 ソフトウェア 導入支援事業補助金交付要綱 (趣旨) 第1条 市の交付する松江市 ソフトウェア 導入支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 (定義) 第2条 略 (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、 松江市内 に事業所を有するものをいう。 (2) ソフトウェア等 設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア(クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。) 及び 自社の課題解決のために独

自で開発されたソフトウェア及びAI・IoTの導入に必要なソフトウェア(クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。)並びに当該ソフトウェアを稼働するために必要な設備(パソコン、サーバー等)をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、**補助事業者**の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市IT等_____導入支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要なIT等_____を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	次に掲げる事業(この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。)とする。_____ _____ _____ _____ ただし、_____ _____

自で開発されたソフトウェア_____

_____並びに当該ソフトウェアを稼働するために必要な設備(パソコン、サーバー等)をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、**補助対象者**の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市ソフトウェア導入支援事業補助金
補助金交付の目的	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新製品の開発促進を図るために必要なソフトウェア等_____を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	次に掲げる事業_____とする。なお導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他

	<p>_____市長 が特に認める<u>場合</u>は、この限 りで<u>ない</u>。</p> <p>(1) 生産管理_____事業 生産工程における製 品や情報、原価等を総 合的に管理するために 必要な<u>IT等</u> _____を導入(<u>公益財団法 人しまね産業振興財 団の実施する設備貸 与制度を利用する場 合を含む。以下同じ。</u>) する事業__</p> <p>(2) 製品等開発促進_____ 事業 製品等の開発を促進 するために必要な<u>IT等</u> _____を導入す る事業__</p> <p>(3) <u>AI・IoT等利用促進事 業</u> <u>製造現場での進捗 見える化等、デジタル 化を促進するために 必要なIT等を導入す る事業</u></p>		<p><u>の補助金等の交付を受けて いる事業は除く。なお、市長 が特に認めるときは__この限 りではない。</u></p> <p>(1) 生産管理<u>支援</u>事業 生産工程における製 品や情報、原価等を総 合的に管理するために 必要な<u>ソフトウェア 等</u>を導入_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>する事業。__</p> <p>(2) 製品等開発促進<u>支援</u> 事業 製品等の開発を促進 するために必要な<u>ソフ トウェア等</u>を導入する 事業。__</p>
補助対象経 費	市内事業所 <u>へのIT等</u> _____の取得に要する経 費。ただし、消費税及び地方	補助対象経 費	市内事業所に <u>導入するソフ トウェア等</u> の取得に要する経 費。ただし、消費税及び地方

	消費税の額を除く。		消費税____を除く。
交付の率又は金額	<p>(1) 生産管理____事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回を限度とする。</p> <p>(2) 製品等開発促進____事業 補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回を限度とする。</p> <p>(3) AI・IoT等利用促進事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回を限度とする。</p>	交付の率又は金額	<p>(1) 生産管理支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助____は、1回を限度とする。</p> <p>(2) 製品等開発促進支援事業 補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助____は、1回を限度とする。</p>
補助事業	市内に事業所を有する製造	補助対象	補助対象者は、次の各号の全

者の範囲	<u>業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。</u>
終期	<u>令和5年3月31日</u>

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) IT等 _____ の取得に係る契約書又は見積書及びその明細(写し)
- (2) 略

(軽微な内容の変更)

第5条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(現地調査)

第6条 補助事業者は、導入するIT等の最終取得日から2か月以内であって、取得に要した費用を支払う前に、市職員による現地調査を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項第3号に規定する補

者の範囲	<u>てに該当する者とする。</u> (1) <u>松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者</u> (2) <u>市税を滞納していない者</u>
終期	<u>令和4年3月31日</u>

(交付の申請)

第4条 規則第4条 _____ に規定する補助金等交付申請書に添付する _____ 書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 導入するソフトウェア等の取得に係る契約書又は見積書及びその明細(写し)
- (3) 略
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 規則第12条 _____ に規定する補

助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

第8条 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第7条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

助事業等実績報告書に添付する_____書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(5) その他市長が必要と認める書類

第6条 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。